



## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

5月12日(火)～18日(月)は民生委員・児童委員の活動強化週間です

### ■民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、福祉に関する身近な相談役です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、地域福祉を担うボランティアとして、全国で約23万人が活動しています。本市では、12地区で167人が活動しています。

### ■民生委員・児童委員の役割

地域住民の一員として、担当区域の実情を把握し、高齢者や障害者の安否確認や見守り、こどもへの声掛けなどを行っています。

また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、経済的困窮による生活上の不安などの相談に応じ、適切な福祉サービスの情報提供と援助も行っています。



### ■主任児童委員とは？

民生委員・児童委員のうち、特にこどもがいる家庭に関する福祉を専門に担当しています。原則として区域を直接担当せず、個別の案件についてその区域を担当する民生委員・児童委員と連携し、対応します。

本市では、各地区2人ずつ、全体で24人が活動しています。

相談の内容に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。ただし、そのためにはある程度の知識と情報も必要であり、適切な支援に結びつけるため、つなぎ先の判断も重要です。

民生委員・児童委員は、各地区で行われる定例会や各団体主催の研修会に参加するなど、日ごろから自己研さんに努めています。



### ■民生委員・児童委員はこんな活動をしています

#### 【見守り訪問】



「地域と行政の“つなぎ役”」として、ひとり暮らしの高齢者を対象とした見守り訪問のほか、新たに単身となった人を中心に6月ごろから生活の様子の聞き取りもしています。

#### 【ふれあい・いきいきサロンの運営(協力)】



高齢者の地域交流の場「ふれあい・いきいきサロン」の運営や協力などを行っています。

#### 【登校時のあいさつ運動】



地域のコミュニケーション活性化のため、定期的に登校時のあいさつ運動を行い、明るく安心な地域づくりに取り組んでいます。

#### 【乳幼児宅訪問事業】



毎年10～11月に乳幼児がいる世帯を訪問し、子育てに役立つ情報を届けるとともに、育児相談も受けています。

### ■秘密は守ります

民生委員法第15条は「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身分上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に応じて合理的にこれを行わなければならない」と定めています。

民生委員・児童委員は、職務上知りえた情報を漏らしてはいけない義務があります。安心してご相談ください。



☎安中市民生委員児童委員協議会

#### 【事務局】

困福祉課社会福祉係

(☎内線1153)

☎住民福祉課福祉こども係

(☎内線2153)